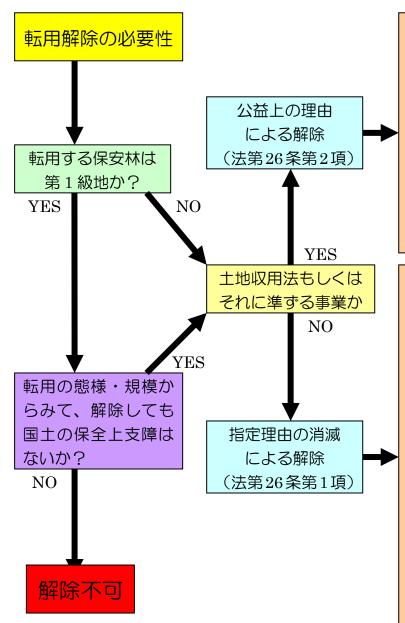
保安林解除要件フロー



【解除要件】

- ① 他に適地を求めることができないか?
- ② 解除面積が必要最小限度か?
 - ・ 法令等の基準が定められている場合は、それに照らして適正か?
- ③ 申請に係る事業等の実施が確実か?
 - ・ 事業計画が具体的であり、事業実施が確実か?
 - ・ 土地を使用する権利を取得しているか?
 - ・ 保安林以外で使用するする土地の権利は取得済か?
 - ・ 他法令の許認可はなされているか?
- ④ 代替施設の設置等、その他の満たすべき基準をクリアしているか?

【解除要件】

- ① 他に適地を求めることができないか?
- ② 解除面積が必要最小限度か?
 - · 法令等の基準が定められている場合は、それに照らして適正か?
- ③ 申請に係る事業等の実施が確実か?
 - ・ 事業計画が具体的であり、事業実施が確実か?
 - ・ 土地を使用する権利を取得しているか?
 - ・ 保安林以外で使用するする土地の権利は取得済か?
 - 他法令の許認可はなされているか?
 - ・ 事業者に十分な信用、資力、技術があるか?
- ④ 代替施設は基準を満たし、解除予定告示から 40 日経過後、速やかに実施されるか?
- ⑤ 残置森林の配置は適正か?
- ⑥ 代替保安林は適正な場所に必要な面積が指定されるか?(解除面積 5ha 以上、または解除面積が 1ha 以上で事業区域内の森林のうち 10%以上を占める場合)